

議案第 4 8 号

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市民生委員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市民生委員定数条例（平成 2 6 年さいたま市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）第 4 条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1</u> ， <u>4 7 6 人</u> とする。	民生委員法（昭和 2 3 年法律第 1 9 8 号）第 4 条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を <u>1</u> ， <u>4 6 9 人</u> とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行する。